

事案書 (経営会議 調整会議)

開催日：平成23年10月25日(火)

担当課：市民経済部 生活あんしん課

<p>件名：(仮称)大和市公共の場所における客引き、つきまとい、うろつき等行為の防止に関する条例の制定について</p>	
<p>提出理由：(仮称)大和市公共の場所における客引き、つきまとい、うろつき等行為の防止に関する条例制定に伴う市民意見公募手続きを行うにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の顔である大和駅周辺におけるしつこい客引きや勧誘などの行為が市民生活に対する不安材料となっている。 ・また、公園や駅前広場等の公共の場所で、粗暴なたむろ行為が行われており、市民から環境改善を望む声が寄せられている。 ・安全と安心を感じられるまちを目指す上で、公共の場所におけるしつこい客引き等の不安・不快な行為を防止する必要がある。 <p>2. 条例の概要</p> <p>〔目的〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の場所において市民等が安心して快適に通行又は利用できる生活環境を確保し、快適な市民生活の実現を図る。 <p>〔対象とする場所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の道路、駅前広場、公園等の公共の場所 <p>〔不安・不快行為防止重点地区の指定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な措置が必要と認められる地区を「不安・不快行為防止重点地区」として指定 ・県警が歓楽街総合対策推進重点地区として既に指定している大和駅周辺を指定予定 <p>〔禁止事項〕</p> <p>(1) 特定の者に対する次に示すいずれかの行為</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 風俗営業店等への集客を目的とした客引き行為 ② 風俗営業店等の役務に従事するよう誘うスカウト行為 <p>(2) 宣伝行為等に対し、拒絶の意思を示す者への次に示すいずれかのつきまとい行為</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ビラその他文書図書を無理やり押し付ける行為 ② 無理やり身体、衣服、所持品を掴んで制止する行為 ③ 進路に立ちふさがる行為 ④ 大きな声でののしる行為 	<p>(3) 次に示すいずれかの行為</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 禁止行為(1)、(2)を行おうとする又はそのおそれがあるうろつき、とどまり、たむろする行為(うろつき等行為) ② 集団で占拠して行う次に示すいずれかの行為 <ul style="list-style-type: none"> ア 酒盛りをしながら平穩を乱す行為 イ 他人の通行の妨げとなる又はそのおそれがある行為 ウ 人声・ラジオ等(車両による広報を除く)の音声を異常に大きく発しながら平穩を乱す行為 <p>〔禁止行為に対する措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導(市全域) 禁止行為を行った者に対し口頭指導を行う。 ・警告(重点地区のみ) 指導を受けた者が更に禁止行為を行った場合、警告を行う。また、違反者を雇い又はその者に指示した法人又は人についても行うことができる。 ・過料及び公表(重点地区の禁止事項(1)(2)) 警告を受けた者が更に禁止行為を行った場合、過料(5万円)を科し、公表を行う。また、違反者を雇い又はその者に指示した法人又は人についても行うことができる。 ・店舗等提供者への違反事実の通知 過料及び公表と併せ、違反した者へ店舗等を提供している者に対して違反事実等を通知することができる。 <p>〔関係機関との連携〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為のうち他法令に抵触するものは、警察等関係機関と連携し必要な措置を講じる。 <p>3. 条例の実効性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく指導等に関する権限を付与した不安不快行為防止指導員を条例等に位置づけ、重点地区において不安・不快な行為の多発する時間帯に配置し、指導等を実施する。 ・指導員は、経験と専門知識を有する警察官経験者を非常勤特別職として採用する予定
<p>経過</p> <p>H18.4 「大和駅前地区」を県警が歓楽街総合対策推進重点地区として指定(歓楽街総合対策推進協議会設立:7月)</p> <p>H19.4 県迷惑行為防止条例施行(条例名称変更 不当な客引き条項全部改正)</p> <p>H22.6 大和駅周辺の夜間徒歩パトロール業務開始</p>	<p>今後の予定</p> <p>H23.11 条例骨子に対する意見公募手続き</p> <p>H24.3 議会上程</p> <p>H24.4 条例公布、周知</p> <p>H24.10 条例施行、指導員による指導等開始</p>